

2020年5月28日

学校法人 昭和女子大学

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 昭和女子大学

監 事 山崎 日出男 ⑩

監 事 畑原 寿俊 ⑩

監 査 報 告 書

私たちは、学校法人昭和女子大学の監事として、「私立学校法」第37条3項及び「学校法人昭和女子大学寄附行為」第16条に基づき、学校法人昭和女子大学の2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を実施しました。その結果について次のとおり報告いたします。

私たちは、監査に当たり、理事会、評議員会、常勤役員会、その他重要な会議に出席したほか、理事等から業務の報告を聴取し、かつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに主要な関係部署において業務の遂行及び財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人『あずさ監査法人』と連携し、財産目録及び計算書類について検討を加え、併せて、監査室から、内部監査報告及び説明を受けました。

その結果、学校法人昭和女子大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と一致し、法令及び寄附行為等に従い、収支状況及び財産状況を正しく表示しており、業務及び財産並びに理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為等に抵触する重大な事実はないものと認めます。

以上